

氏名：原子力関連学協会規格類協議会

意見／理由：記入欄

要旨：規制基準の性能規定化と学協会規格の活用

意見／理由：

対象文書：

(18)実用発電用原子炉及びその附属施設に関する技術基準を定める規則の解釈

意見：

原子力関連学協会規格類協議会では、「発電用軽水型原子炉施設に係る新安全基準骨子案」のパブリックコメントに際し、

- ・今後の新安全基準の策定に当たっては、これまでに確立されている規制基準の性能規定化の方針の目的と意義に沿って規制基準では性能を要求するとの原則に立ち返って検討を進めていただきたい。
- ・新安全基準の基本的要求事項で規定する内容は達成しようとする目的に合致した的確な性能要求が記載されるようなものとしていただきたい。
- ・学協会としても新安全基準の性能要求を具現化する仕様に関する学協会規格の整備を鋭意進めて行くこととしているので、これら学協会規格への置き換えを随時実施していただきたい。

との意見を提出いたしました。

今回の、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（案）等に対する意見募集並びに関連する内規に対する意見募集について、時間的制約等の理由から、(28)～(42)のような詳細仕様を定めた審査ガイドを原子力規制委員会で作成されることは致し方ない面があると考えますが、規制基準の性能規定化の方針の目的と意義に沿って、学協会規格の整備が進んだ段階で、学協会規格への置き換えを随時実施していただきたい。また、学協会規格の整備計画等についても、規制庁と意見交換をさせていただきたい。

なお、「実用発電用原子炉及びその附属施設に関する技術基準を定める規則の解釈」等に、(28)～(42)の審査ガイドを呼び込んでいないため、(28)～(42)の審査ガイドの位置づけが不明確です。原子力安全・保安院内規、学協会規格等と同様に、解釈に記載すべきと考えます。

また、「安全機能の重要度分類に関する審査指針」については、7月の改正原子炉等規制法の施行後に検討を行うように聞いているが、安全上の重要度分類は、設計・製作・据付・検査への影響が大きい上に、極めて重要な課題であるので、その決定に際しては関連する民間学協会との意見交換も十分行っていただくと共に、安全審査に支障が出ないよう早急に見直しを行っていただきたい。